

中世出雲神話の世界と「意宇六社」

2013.7.13. 於市立図書館

中世史部会 井上寛司

I. はじめに

1. 昨年は『古事記』編纂から 1300 年、今年は出雲大社の大遷宮。古代の出雲神話が大きなブーム。そこでは、古代神話が現在に至るまで連綿と続いているとするのが一般的な理解。→重大な修正が必要。古代と中世とでは、神話の内容に大きな変化がある。
2. 意宇六社についても同様。旧意宇郡の中心部、古代出雲国府周辺の熊野大社と神魂社・真名井社・八重垣社・六所社・揖屋社の 6 社は、古代以来の伝統の上に成り立つとして、その一体性と連続性を強調するのが一般的な理解。→これまた、中世は古代や近世以後とそのあり方が大きく異なっていたと考えなければならない。
3. 本日は、松江市民に馴染み深い「意宇六社」の中世独自のあり方と、それが意宇六社と呼ばれるようになる歴史過程について、少し考えてみたい。

II. 中世出雲神話の世界

1. 本論に入るに先立って、神社をめぐる中世出雲国全体の特徴を整理しておく。
2. 第 1 は、全国的な規模で諸国一宮制が成立し、出雲国では杵築大社が「国鎮守＝一宮」と定められたこと。
cf. 中世諸国一宮制…各国内の最有力神社をその国全体の鎮守神（国鎮守＝一宮）と定め、畿内とその周辺にある伊勢神宮や石清水八幡宮などの有力神社（二十二社＝王城鎮守）と連携しながら、日本全体の安定を実現しようとした、中世社会特有の国家的な神社制度。11 世紀後半～12 世紀中頃に、各国ごとの多様性をもって成立。
3. 第 2 は、上の点と連動しながら、神社の 3 類形区分が成立したこと。
 - a. 公的・国家的な位置づけと機能を持った有力神社…二十二社・一宮など
 - b. 個々の領主権力と結んで地域民衆支配の一翼を担った中小神社…荘郷鎮守
 - c. 民衆の素朴な信仰対象となっていたその他の零細な神社や小祠
4. 第 3 は、中世出雲国一宮杵築大社の祭神が古代や近世以後と異なってスサノオ（天台宗浮浪山鰐淵寺の本尊蔵王権現と合体）とされたこと。
cf. 大社境内の銅鳥居にも、「素戔嗚尊は雲陽大社（出雲大社）の神なり」と刻まれている。
5. 第 4 は、上の点と関わって、古代とまったく性格や内容の異なる中世神話が成立したこと。→スサノオによる、仏教の聖地霊鷲山の山塊の「国引き」＝浮浪山→仏教説話としての国引き神話（→史料①）。近世以後とも異なる中世独自のもの。

III. 中世の神魂社と「意宇六社」

1. 最初にも述べたように、従来、意宇六社と国造との関係は古代以来のものだとして、その一体性と連続性が強調されてきた。
 - a. 石塚尊俊（『出雲国神社史の研究』、岩田書院、2000 年）
（古代以来）室町中期頃まで国造がこれら 6 社の神主職の地位にあり、その社専属の神職は別火・権神主などといって、いわば次席の地位に置かれた。
 - b. 平井直房（『出雲国造火継ぎ神事の研究』、大明堂、1989 年）
杵築大社が出雲国一宮としての地位を確立した後も、国造は年々熊野神社での祭祀や、新嘗会・火継ぎ神事などを斎行するため、旧来の本拠をそのまま確保したようで、大庭には別邸が置かれ、国造家の神社としての神魂神社が、南側の丘に造営された。
2. しかし、こうした理解には抜本的な修正が必要。
 - a. 石塚氏について
 - ① 国造が意宇六社すべての「神主職」を兼帯したという事実は認められない。
 - ② 同じく、意宇六社のすべてに別火や権神主が存在したという事実も認められない。
 - b. 平井氏について
 - ① 「中世にあっても国造が熊野神社の祭祀を継続した」という事実は認められない。
 - ② 「古代以来の伝統に従って、国造が大庭国造館とその継承としての神魂神社で新嘗会・火継ぎ神事などを執り行った」という事実は認められない。→これらの理解は、ともに近世以後の状況を不用意に古代まで遡らせたもので、実際の中世の歴史とは大きく食い違っている。
3. こうした問題が生じた原因。
 - 1) 中世史料を十分に収集し得ていない。→『松江市史』史料編Ⅰ・Ⅱにより解決。
 - 2) 中世特有の神社制度や神社のあり方についての理解が不十分。とくに惣社と荘郷鎮守、及び a・b タイプの神社の区別。
4. 実際はどうであったのかを、中世の史料に即して考える。但し、余りにも煩雑となるので、最も重要で、問題点も多い神魂社を中心に、ごく簡単にその概要をながめる。
5. 〔神魂社〕について
 - 1) もとは国造家の邸内斎館だったといわれるが、一個の独立した神社へと転換を遂げる（＝神魂神社の成立）のは、国造が杵築に拠点を移した後の平安末期と推測される。
史料初見：建長元年（1249）11 月 29 日鎌倉将軍〈九条頼嗣〉家御教書（→史料②）。本文中に承元 2 年（1208）が見える。
 - 2) 神魂社は、成立当初から、中世を通じて「伊弉冉社」とも呼ばれていて（→史料③）、「伊弉諾社」（古代や近代以後の「真名井社」）とセットをなし、両社は「両神魂」とも称された（→史料④）。→国鎮守＝中世杵築大社の祭神スサノオの父母神（イザナギ・イザナミ）を祀る公的な神社であったことを示す。cf. 国衙からの祭礼料田の給付（→史料③⑤）、一国平均役による造営（→史料⑥）など。

3) この神魂社について考える上で、予め注意しておく必要があるのは、中世を通じて 2 つの大きな画期があり、それにともなって、そのあり方や性格が大きく変化したこと。

第 1 の画期：13 世紀後半－惣社が杵築大社（国造）の支配下に組み込まれる

第 2 の画期：大永 3 年（1523）－権神主秋上氏の神魂社神主化と別火職の兼帯

6. 「惣社（六所社）」について

1) 国の惣社は、中世諸国一宮制の成立と連動して、すべての国で 11 ～ 12 世紀頃に成立。次のような共通した特徴を持っている。→出雲国の場合も同様。

①国府に近接して存在。

②国内のすべて、あるいは多数の有力神社の祭神を合わせ祀っている。

③国司（受領）の就任儀礼や国内神名帳の作成を初めとする国衙の宗教機能を担う施設として、国衙権力機構の一翼を構成。その神官・僧侶もまた国衙在庁官人。

④その諸経費は、国衙在庁官人等に割り当てられた国衙免田で賄われるのが一般的。

2) この神社は、上の課題に応えるべく新たに創建されるのが一般的であったが、国によっては従来からあった神社を転用する場合もあった。

3) 出雲国は後者。かつての佐草社が惣社に転換。

〈根拠〉

①『風土記』に記された佐草社の位置（→史料⑦）は、六所社のもとの所在地（社伝によれば現在地より西方約 1 町の中島）とほぼ合致する。

②中世以後の佐草社は現在の八重垣社の場所にあり、古代佐草社との間に明らかな断絶が認められる。

③中世・近世の杵築大社の上官佐草氏は、もと佐草社の神主、また国衙在庁官人であったとの家系伝承を持っていて（→史料⑧⑨）、佐草氏＝古代佐草社神主＝惣社神主と考えることができる。

→佐草社の惣社への転換を機に、惣社神主以外の佐草氏一族が現在の八重垣社に場所に移して、新たに中世佐草社を再興していったものと推定される。

4) 承久の乱後の国衙在庁官人・国衙機能衰退の中で、13 世紀中頃に惣社の管理権が出雲国造に与えられ（→史料⑤）（＝惣社の杵築大社末社化）、これを機に惣社神主兼国衙在庁官人の佐草氏も、杵築大社の神官（上官）として組み込まれ、杵築に拠点を移していったと推測される。

5) 惣社の神官として神主は存在するが（→史料④）、伊弉諾社と同じく、神魂社などで認められる別火の存在は確認できない。

7. 第 1 の画期について

1) 以上に見たような、惣社の転換にともなって、神魂社のあり方は大きく変化したこととなった。→杵築大社祭神の母神を祭る神社に加えて、国衙の宗教機能を吸収した出雲国造（杵築大社）の府中域における前進的基地の役割を合わせ持つこととなった。→そのことを最も象徴的な形で示すのは、新嘗会が神魂社で行われるようになったこと。

2) 新嘗会とは、11 月中卯日に行われる収穫祭。この儀式には、出雲国造（南北朝期に

両国造家に分かれた後は両国造とも）が杵築から遙々府中域まで出向き、神魂神社の神前で行われ、それは明治維新时期まで継続された。

3) この祭礼、もとは惣社で行われていたのが、13 世紀中頃以後神魂社で行われるようになったものと推察される。

〈根拠〉

①国造が執り行う杵築大社の収穫祭としては、9月9日の九月会が存在していて、それとは明らかに異質で、性格の異なるもの。→杵築大社の本来の祭礼ではない

②新嘗会の史料的初見である延徳2年（1490）2月15日の佐草泰信讃状井田畠坪付に（→史料⑩）、「右の田地は、一頭国造の時より、毎年新嘗会の社役相勤め、国家の御祈念をいたし、知行仕るものなり」と記されていて、従来から旧惣社神主の佐草氏が担当する祭礼であったことがわかる。

③国造がわざわざ大庭まで出向き、しかし祭礼の実務は旧惣社神主佐草氏が執り行う収穫祭（新嘗会）というのは、もとは国衙惣社で佐草氏が行っていた祭礼を神魂社に移し、国衙の宗教機能を吸収した国造の責任において執行されることになったことを示すものと考えなければならない。

④国造火継ぎ神事が在庁官人の参加を得て神魂社で行われるというもの（→史料⑪）、これまた惣社から移されたもので、新嘗会と連動するものであったと考えられる。→古代の国造任命は天皇（具体的には太政官）によって行われ、新任国造は遙々都まで出向いて就任儀礼を行った（神賀詞奏上）。しかし、天皇（太政官符）による国造の任命は11世紀初めを最後として解体し、平安末期以後は国司によって任命されることとなった（→史料⑫）。そして、当然のことながら、その国造職就任儀礼も国司の就任儀礼と同様、国衙惣社にて行われたものと考えられる。それが、国衙宗教機能の国造（杵築大社）による吸収を機に、13世紀中頃以後は新嘗会ともども神魂社に場所を移して行われることとなったのであろう。

4) この神魂社では国造が神主、秋上氏が権神主で、別火も存在した（→史料④⑬⑭）。そして、惣社の管轄権が国造（杵築大社）に移った 13 世紀中頃以後、惣社神主は旧神主の佐草氏に代わって国造が兼帯。また、伊弉諾社の神主も、伊弉諾社が史料上に現れる 13 世紀中頃以後は国造の兼帯（→史料⑮）。但し、その詳細については不明。

8. 第 2 の画期について

1) 戦国期の大永3年（1523）、戦国大名尼子氏の意向と裁定に基づいて国造北島雅孝が両神魂・惣社神主職を秋上氏に与える（→史料④）。→従来の権神主秋上氏の神主化。神魂社神主が伊弉諾・惣社両社神主職も兼帯。

2) これを機に、秋上氏は神魂社別火職も兼帯すると同時に（→史料⑯）、国造火継ぎ式も北島・千家両家とも秋上氏が執り行うこととなった（→史料⑰⑱）。

9. 以上のように、2 つの画期を通して、神魂社（伊弉冉社）と伊弉諾社・惣社が極めて緊密で一体的な関係を構築していったのに対し、揖屋社や熊野社・八重垣社と杵築大社との関係は全体として希薄で、その関係もそれぞれ大きく異なっていた。

1) この 3 社はともに莊郷鎮守で（揖屋社は揖屋莊、熊野社は熊野莊、佐草社・八重垣社

- は佐草村・淀本荘)、もともと杵築大社や国造家とは直接的な関係を持たなかった。
- 2) 神官はいずれも別火で中世を通じて神主は存在しなかった。
- 3) この3社のうち、杵築大社との直接的な関係が最も早く生じたのは揖屋社で鎌倉末期。元亨4年(1324)の国造出雲孝時謄状(→史料①⑨)では「大社領揖屋庄」とあって、揖屋荘全体が杵築大社領となっている。→この間の経過は不明だが、成勝寺による荘園支配が衰退する中で、揖屋荘が杵築大社に寄進されるなどして、杵築大社領となったのであろう。別火職は近世初頭まで大宅氏が継承(→史料②⑩⑪⑫)。
- 4) これに続くのは熊野社。史料的に確認できるのは、北島・千家両国造家ともに国造職の継承をめぐる紛争が多発する戦国期になってから(→史料⑬)。不安定化した国造火継ぎ式の荘厳化を図るために、古代の伝統に基づいて熊野からの火切り板が使用されることとなったのであろう。それは、熊野社による偽文書の作成(→史料⑭⑮)と表裏一体のものと推測される。別火職は、中世以来熊野氏が相伝して近世初頭に至ったと考えられる(→史料⑯⑰)。
- 5) 杵築大社や国造家との直接的な関係の成立が最も遅れたのは八重垣社(中世佐草社)。毛利氏時代になってからのこと(→史料⑱)。場所を移して再興された中世佐草社は、貞和2(1346)に足利尊氏によって安国寺に寄進され(→史料⑲)、その末社として組み込まれた。これに対し、もとは海潮地域(雲南市大東町)にあったといわれ八重垣社が毛利氏権力と結んで山代郷に進出。八重垣社は、その初見以来「伊弉諾・伊弉冉・八重垣」三社と記されていて(→史料⑳)、八重垣社の地位がかつての佐草社と異なり、急速に上昇。八重垣社別火は佐草別火とも呼ばれ(→史料㉑)、一貫して佐草氏がその地位にあった。

IV. むすび

1. 以上のように、戦国期に至って、6社の関係は神魂社を媒介としながら相互に緊密な関係を持つようになった。
2. こうした状況を踏まえて、戦国期から近世初頭にかけて、これら6社の造営・遷宮はすべて国造家の参加を得て行われるようになり、また近世初頭には各神社の最高神官とともに「神主」と称するようになったと推定される(→史料㉒㉓㉔)。
3. 「(意字)六社」と称するようになったのは元禄(1688～1704)・宝永(1704～1711)頃のこと(→史料㉕)。